



放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の
納付

3 納付命令の理由

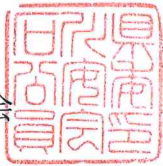
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令
します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に
基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなします。

令和08年09月30日

石川県公安委員会



弁明通知書番号
51-101-260813-151178
51-102-260820-102001
51-102-260820-102003
51-101-260821-148215
51-101-260821-150960
51-101-260822-151088
51-103-260820-149425

弁明通知書番号
51-102-260819-102002
51-102-260820-102002
51-109-260821-148695
51-101-260821-150519
51-101-260821-151043
51-101-260822-151154
51-105-260823-150565

弁明通知書番号

51-101-260819-151169

51-101-260822-151092

51-101-260826-151045

51-107-260826-149994

51-107-260830-151106

弁明通知書番号

51-101-260822-150469

51-101-260826-151044

51-101-260826-151162

51-102-260828-150844

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。